## 福島県ふたば医療センター附属病院設備保全業務委託契約書(案)

委託業務名 福島県ふたば医療センター附属病院設備保全業務委託

委託金額 金 円

(うち消費税及び地方消費税の額 円)

委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日

委託場所 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚817-1

福島県ふたば医療センター附属病院

契約保証金

上記委託業務について、福島県ふたば医療センター附属病院(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、次の条項により委託契約を締結する。

(業務の履行)

**第1条** 乙は、別添委託仕様書に基づき、頭書の期間内に頭書の委託業務(以下「業務」という。)を甲の指定する監督員の指示に従い実施しなければならない。

(業務報告)

- **第2条** 乙は、業務報告を甲の指示するところにより甲に報告しなければならない。 (履行の確認及び補正)
- **第3条** 甲は、前条の規定による業務報告その他の方法により、業務内容を確認しなければならない。
- 2 前項の確認の結果、乙の業務内容が適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容 の補正を命ずるものとする。
- 3 前項の補正に要する経費は乙の負担とし、当該補正に係る確認については第1項の規 定を準用する。

(契約金額の支払)

- 第4条 甲は、契約金額を次により支払うものとする。
- 1 乙は実施した当該保全業務を毎月末日に締め、仕様書別紙2に記載の契約金額に消費 税及び地方消費税を加算した金額を支払うものとする。この場合、実施した回数分の金額 を支払うものとする。
- 2 乙は、業務内容について、前条の確認の結果適正であるとされたときは、請求書を甲に 提出するものとする。
- 3 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から 30 日以内に乙に支払うものとする。 (遅延利息)
- 第5条 甲は、正当な理由なく前条3項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うこと

ができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて当該未払 代金に対し年 2.5%の割合で計算した額 (100 円未満の端数があるときは、その端数は切 り捨てる。) を支払うものとする。

(損害賠償)

**第6条** 委託契約期間内に乙又は乙の従事者の責に帰すべき事由により盗難、損傷その他の事故が発生した場合は、その損害は乙が賠償するものとする。ただし、天災地変その他避けることができない事由による場合は、この限りではない。

(契約の解除)

- 第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
  - (1) 乙の責に帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。
- (2) 契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙が解除を申し出たとき。
- (4) 前三号の一に該当する場合を除くほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の 目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。
- **2** 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し 30 日前までに書面で解除の通知をしたうえで契約を解除することができる。
- **3** 乙は正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。
- 4 甲が第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除したときは、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1の額を甲に納付しなければならない。 (権利義務の譲渡等の禁止)
- **第8条** 乙は、この契約により生ずる権利又は義務をいかなる方法をもってするを問わず 渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は業務を一括して他人に委任してはならない。 (福島県暴力団排除条例に基づく契約の解除)
- **第9条** 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の全部を返還させることができる。
  - (1)役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
  - (2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3)役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して賃金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員を社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6)下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方から(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 契約の相手方が、(1) から(5) までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、 原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((6) に該当する場合を除く。) に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従 わなかったとき。

(談合による損害賠償)

- 第10条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、第8条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、(1)又は(2)のうち命令の対となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他契約権者が特に認める場合はこの限りではない。
  - (1)公正取引委員会が、乙に違反があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
  - (2)公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(名義変更の届出)

第11条 乙は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、甲にその旨を届出なければならない。

(秘密の保持)

第12条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個

人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(光熱水費)

第13条 業務の遂行に必要な光熱水費は、甲の負担とする。

(契約外の事項)

**第 14 条** この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、 必要に応じ、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

**第15条** 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、 甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の証として本書2通作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚817-1 氏 名 福島県ふたば医療センター附属病院 代表者 院長 谷川 攻一

乙 住 所氏 名代表者

## 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の 権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。 (秘密の保持)
- 第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に 使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。
- 2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職 中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない ことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。
- 3 乙は、特定個人情報(福島県個人情報保護条例第2条第6号に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該業務に従事する者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととするとともに、当該従業者に個人番号(死者に係るものを含む。以下同じ。)を含む特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

- 第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (目的外利用・提供の禁止)
- 第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報(特定個人情報を除く。)を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、業務を行うために収集した特定個人情報については、番号法第 19 条各号(第 7 号を除く。)に掲げられたものについて甲が第三者への提供を指示した場合を除き、いかなるときであっても契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 (適正管理)
- 第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報(特定個人情報を除く。)の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、業務に関して知り得た個人番号を含む特定個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成 26 年 12 月 18 日付けで特定個人情報保護委員会が定めたもの)(別添)特定個人情報に関する安全管理措置(行政機関等・地方公共団体等編)の規定に基づき必要な措置を講じるとともに、当該特定個人情報を扱う従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報 が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

- 第7 乙は、業務のうち個人情報(特定個人情報を除く。次項において同じ。)を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。
- 2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。
- 3 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、甲の指定する場所で業務を行う とともに、漏えいすることがないよう厳重に保管しなければならない。
- 4 乙は、甲の指示により特定個人情報を持ち出しをする場合又は災害発生時その他の 緊急かつやむをえない場合を除き、いかなる場合も甲の指定する場所から特定個人情 報を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

- 第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、 甲が別に指示したときは、この限りでない。
- 2 乙は、甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等(原本であるか第6により作成した複写又は複製であるかを問わない。)の一切をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は乙が廃棄するものとする。乙が当該資料等(紙に印刷されたもの及び電子媒体等に記録したもの。)を廃棄する場合、乙は当該特定個人情報をいかなる手段でも復元又は判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出して甲の確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告)

- 第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 2 この契約に係る特定個人情報の取り扱いについて、番号法に違反した事案又は番号 法違反のおそれがある事案が発覚した場合、乙は、前項の規定による甲への報告のほ か、事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平 成27年特定個人情報保護委員会告示第2号)の規定による措置を講ずるよう努める とともに、甲及び特定個人情報保護委員会の指示に従うものとする。
- 3 前項の場合において、甲は独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号)、管理運営基準その他の関係規程に基づく措置を講ずるものとする。 (調査等)

- 第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、 又は乙に対して必要な報告を求めることができる。
- 2 甲は、乙が業務に関し取り扱う特定個人情報の管理状況等について、業務の契約に関係する第7の第3項の規定により指定した場所等に立入って調査するなどの調査ができるほか、乙に対して当該契約の遵守状況に関して必要な報告を求めることができる。 (指示)
- 第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができ、乙はこの指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

- 第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

- 第 13 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに 帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発 生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。